

沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領

(目的)

第1条 設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、適正な業務の執行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は沖縄県農林水産部が発注する建設工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更

沖縄県建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第18条及び19条等の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

(2) 変更契約

設計変更に基づき請負代金額又は工期を改訂する契約をいう。

(3) 軽微な設計変更

- ・ 工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもの。
- ・ 構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要でないもの。
- ・ 変更見込金額又は変更見込金額の累計額が、当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の±20%未満かつ±2,000万円未満の設計変更。ただし、当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は100万円を上限とする設計変更。

(4) 重要な設計変更

- ・ 当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼすもの。
- ・ 構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要なもの。
- ・ 変更見込金額又は変更見込金額の累計額が当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の±20%以上または±2,000万円以上の設計変更。ただし、当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は除く。

(5) 契約担当者

知事又はその委任を受けて契約を締結する者。本庁にあっては、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（部長、統括監及び課長）、かいにあっては、出先機関の長

(6) 出先機関の長

農林水産振興センターにおいては、予定価格 5,000 万円以上の場合はセンター所長、5,000 万円未満は課長。農林土木事務所及び林業事務所においては事務所長。

(7) 主務課長

本庁において契約事務を分掌する課長。

(設計変更審査会)

第4条 重要な設計変更等に関する審査を行うため、設計変更審査会を置く。

2 設計変更審査会の構成及び会務は次の各号による。

- (1) 審査会は会長及び審査委員をもって構成する。
- (2) 会長は出先機関の長とする。審査委員は会長が定める者をもって充てる。
- (3) 会長は、審査会の会務を総括する。
- (4) やむを得ず会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、審査委員がその職務を代理する。
- (5) 審査会は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。

(設計変更の適用基準)

第5条 設計変更の適用基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- (6) 新工法の採用又はその他の理由により工法を変更する場合。
- (7) 他事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。
- (8) その他 契約書第 20 条（工事の中止）、第 21 条（乙の請求による工期の延期）、第 22 条（甲の請求による工期の短縮等）、第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）等の要因が生じて工期又は請負代金額等に変更が生じる場合。

(設計変更の適用範囲)

第6条 軽微な設計変更により処理できる範囲は、当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の± 20 %未満かつ 2,000 万円未満の変更の場合。ただし、当初請負代金額又は設計変更審査会で承認された変更請負代金額の 20 %が 100 万円に満たない場合は 100 万円まで増額できる。それ以外は原則として別途契約とする。

2 前項の範囲を超える場合であつて、現に契約中の建設工事と分離して施工することが困難な場合で第8条2項により承認を得られたものは、設計変更により処理する事が出来るものとする。

(軽微な設計変更の手続き)

第7条 軽微な設計変更が生じた場合、様式1により、出先機関の長の承認(押印)を受けた後、受注者に通知し了解(押印)を得るものとする。

2 本庁契約に係る建設工事について前項に規定する設計変更を行った場合は、様式2により、本庁主務課長を介して契約担当者に報告を行うものとする。

(重要な設計変更の手続き)

第8条 重要な設計変更を行う場合には、様式3により設計変更審査会にその適否を諮るものとする。

2 前項に規定する設計変更を行う場合、かい庁契約の工事については様式4、本庁契約の工事については様式4の1により設計変更事前承認申請を行い、様式5により契約担当者の承認を得るものとする。

3 前項により承認を得た後、様式1により受注者に通知し了解(押印)を得るものとする。

(設計変更等に関する審査等)

第9条 重要な設計変更等に関する審査が必要な場合は、様式3の1により設計変更審査会に付すこととする。

(変更契約の手続き)

第10条 設計変更が生じた時は、原則としてその都度、様式6、様式7及び様式7の1により、変更契約を延滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更については、第7条第1項及び第2項の手続きを行ったうえで、変更契約を工期末(国庫債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末)までにまとめて行うことができる。

2 契約書第20条第3項、第21条に基づき、工期のみ変更する場合は、様式6及び様式7により、変更契約を行うものとする。

3 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和47年5月15日条例第13号)に規定する工事については、当該条例に基づく必要な手続きを経たうえで変更契約に着手するものとする。

(監督員の責務)

第11条 監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。

2 現場監督員は、受注者より契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行った結果、該当する事実の確認を書面により求められた場合は、調

査を行い、主任監督員に報告するものとする。

また、現場監督員自ら契約書第18条第1項第1号から第5号に関する事実を発見した場合についても、発注者の発議により同様の手続きを行うものとする。

- 3 主任監督員は、変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認したうえで、軽微な変更の場合は出先機関の長の承認後、重要な変更の場合は設計変更審査会及び契約担当者の承認を得た後、現場監督員を通じて様式1により受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

（設計変更に伴う現場の着手）

第12条 設計変更に伴う現場の着手については、原則として、第10条に基づく手続きを終了したのちに着手の指示を行うものとする。

なお、軽微な設計変更に伴うものについては、第7条第1項の手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。

（変更請負代金額の算出）

第13条 変更請負代金額の算出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 変更請負代金額は、変更工事価格に請負比率を乗じた額（請負相当額）と変更消費税額を加えた額とする。

「変更請負代金額＝変更工事価格×請負比率＋変更消費税額」

- (2) 請負相当額は、原則として千円止めとし、千円以下は切り捨てる。

- (3) 請負比率の積算は次式により算出する。

請負比率＝当初請負額（消費税込み）÷当初設計額（消費税込み）

請負比率の少数位は次表による。

変 更 設 計 額	最 終 少 数 位
100 万円未満	少数点以下第 4 位
100 万円以上	〃 5 位
1,000 万円以上 10,000 万円未満	〃 6 位
10,000 万円以上 100,000 万円未満	〃 7 位

・最終少数位以下四捨五入とする。

・100,000 万円以上の算出については調整額の最終位千円止めに影響ないように少数位を定めること。

（その他）

第14条 本要領に定めがない事項については、沖縄県建設工事請負契約書、共通仕様書等によるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成 25 年 6 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事及び設計変更の
手続きを行う工事から適用する。
- 2 工事設計図書等作成要領（平成 14 年度版）中の「第 3 章設計変更要領Ⅱ設計
変更に伴う契約変更の取扱要領」は平成 25 年 5 月 31 日をもって廃止する。

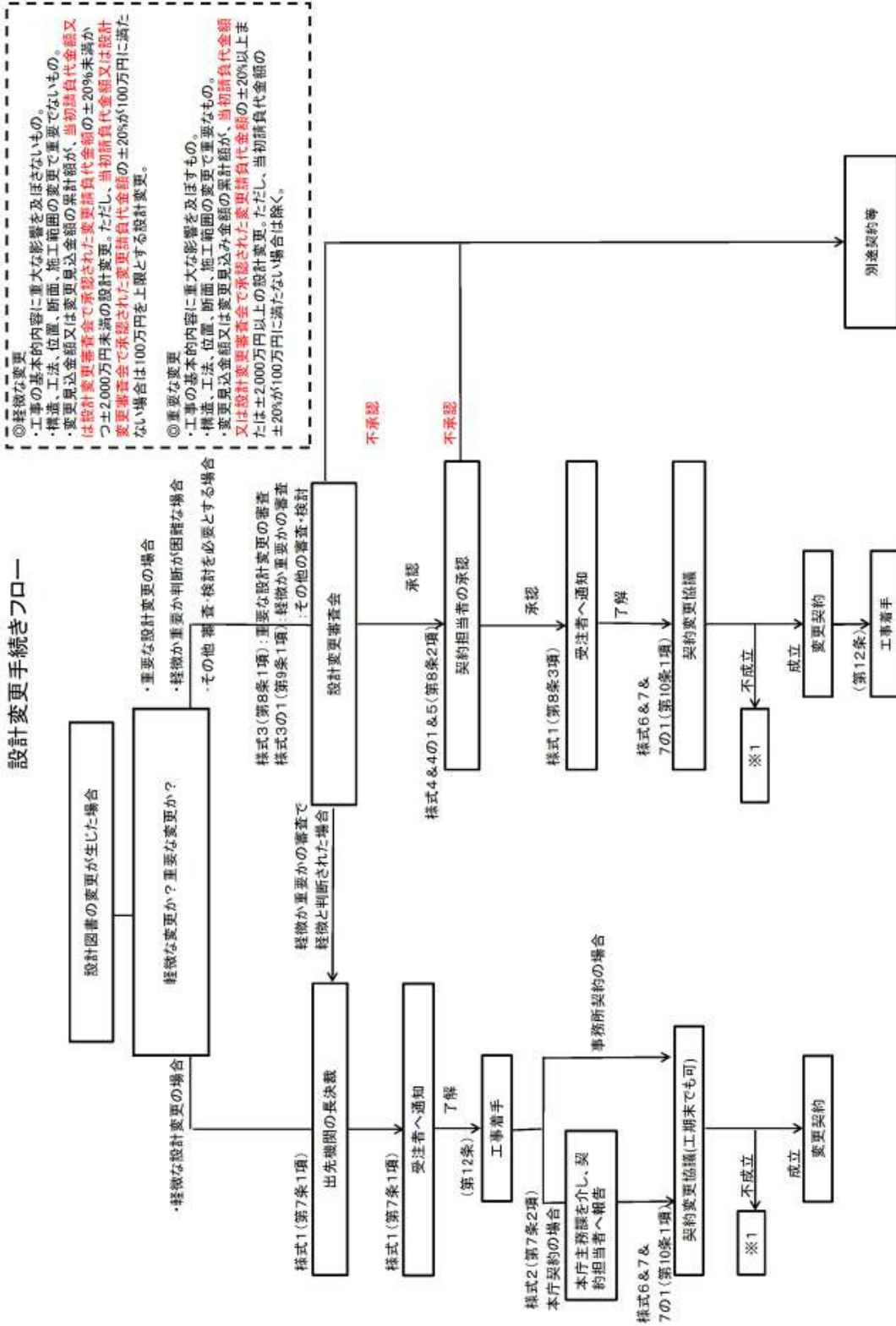
附 則 （平成 25 年 10 月 18 日農総第 620-2 号）

本要領は平成 25 年 10 月 18 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 3 月 14 日農総第 2342 号）

本要領は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

設計変更手続きフロー



※1 協議開始14日以内に受注者との協議が整わない場合、建設工事請負契約書に基づき手続きを進めること。
その場合においては、その状況を必ず本庁主務課へ報告すること